法務省民商第２８６号
令和４年６月１３日

法務局民事行政部長　殿
地方法務局長　殿

法務省民事局商事課長
（公印省略）

株式会社の発起設立の登記の申請書に添付すべき会社法第３４条第１項の規定による払込みがあったことを証する書面の払込みの時期について（通知）

株式会社の設立の登記の申請において、発起設立の場合には、設立時代表取締役又は設立時代表執行役の作成に係る払込取扱機関に払い込まれた金額を証する書面に、払込取扱機関における口座の預金通帳の写し又は取引明細表その他払込取扱機関が作成した書面のいずれかを合てつしたものをもって、会社法（平成１７年法律第８６号）第３４条第１項の規定による払込みがあったことを証する書面（商業登記法（昭和３８年法律第１２５号）第４７条第２項第５号）として取り扱って差し支えないものとされている（平成１８年３月３１日付け法務省民商第７８２号民事局長通達「会社法の施行に伴う商業登記事務の取扱いについて」第２部第１の２(3)オ(イ)）ところですが、当該預金通帳の写し又は取引明細表その他払込取扱機関が作成した書面に記載された払込みの時期については、下記のとおり取り扱うこととしますので、事務処理に遺憾のないよう、貴管下登記官に周知方取り計らい願います。

記

預金通帳の写し又は取引明細表その他払込取扱機関が作成した書面に記載された払込みの時期については、設立時発行株式に関する事項が定められている定款（商業登記法第４７条第２項第１号）の作成日又は発起人全員の同意があったことを証する書面（同条第３項）に記載されているその同意があった日後に払込みがあった場合はもとより、その前に払込みがあった場合であっても、発起人又は設立時取締

役（発起人からの受領権限の委任がある場合に限る（平成２９年３月１７日付け法務省民商第４１号民事局長通達参照）。）の口座に払い込まれているなど当該設立に際して出資されたものと認められるものであれば、差し支えない。